「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

公益社団法人　国際音楽交流協会

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に【該当しません】ので、その旨公表いたします。

［本件連絡先］
電　話　　０７５－４１４－１３１１
ＦＡＸ　　０７５－４３２－１３１１
メール　　ibusuki@imea.or.jp